

令和6年度 新発田市インターンシップ実施要領

1 目的

学生に就業体験の機会を提供し、主体的な職業選択や職業意識の育成を図るとともに、新発田市政に対する興味と理解を深めることを目的とする。

2 対象者

大学、短期大学、各種専門学校又は高等学校等の学生であり、次のいずれかに該当する者

- ・新発田市内に住所を有する者
- ・新発田市内の中学校を卒業した者
- ・新発田市内の大学、短期大学、各種専門学校又は高等学校等に在学する者

3 実習期間

原則、受入期間は7月15日（月）から9月30日（月）のうち、各受入職場の定める期間とし、実習期間は5日以内とする。

4 受入職場

受入職場は、新発田市の各課等とし、詳細については「インターンシップ受入業務一覧」を参照のこと。

5 申込方法及び申込締切

- (1) 所属校は、「令和6年度 新発田市インターンシップエントリーシート（新発田市指定様式）」を新発田市人事課へ提出する。学生等個人からの直接の申込みは受け付けない。
- (2) 「インターンシップ受入業務一覧」の受入可能期間前までに申し込むこと。ただし、受入可能期間前であっても、定員になり次第、申込みを締め切る。

6 受入計画

受入職場は、受入期間、受入学生、受入日程、実習内容及び連絡先等を記載した「インターンシップ受入計画」を作成し、新発田市人事課及び所属校を経由して学生へ送付する。

7 報酬等

報酬、手当等の金品は支給しない。また、交通費、食費等は自己負担とする。

8 受入期間中の事故及び損害

傷害保険及び損害賠償保険への加入を受入条件とし、受入期間中の事故及び損害に対して学生自らの責任において対応するものとする。

9 その他

- (1) 所属校は、学生がインターンシップ中に知り得た秘密を漏らさないよう指導・監督する。
- (2) インターンシップは、本市が行う職員採用とは一切関係ないものとする。
- (3) 過去に当市インターンシップに参加した者は、再度申し込むことはできないものとする。
- (4) 一校につき、高等学校は3名以内、大学、短期大学及び各種専門学校等は2名以内とする。
- (5) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、新発田市人事課と所属校が協議して決定するものとする。

10 申込み及び問合せ先

〒957-8686 新潟県新発田市中心町3丁目3番3号

新潟県新発田市人事課人材育成係

電 話 0254-28-9520 (直通) F A X 0254-22-3110

E-mail jinji アットマーク city.shibata.lg.jp

(セキュリティの都合上、アドレスの表記を変えています。メールを送信する際は、「アットマーク」を「@」に置き換えてください。)